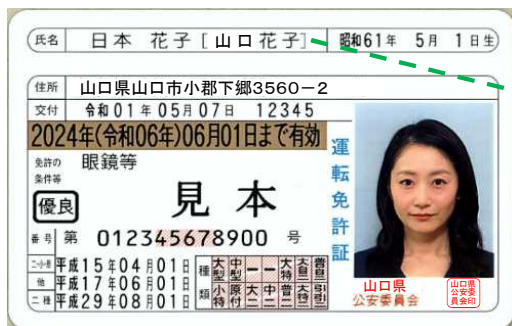


運転免許証への旧姓併記について

令和元年12月1日から、ご希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになります。

新しい運転免許証の交付を受ける場合

下記のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。



[]で囲まれている部分が、旧姓を使用した氏名です。

備考 氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名 山口県公委

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

特記欄:) (自筆署名) 年 月 日
(署名年月日)

再交付の場合は2,250円の手数料がかかります。

お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下記のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。



備考 旧姓を使用した氏名: 山口花子 山口県公委

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

特記欄:) (自筆署名) 年 月 日
(署名年月日)

以下のいずれかの書類をお持ちの上、山口県総合交通センター又は警察署・幹部交番にお越してください。

- 旧姓が記載された住民票
- 旧姓が記載されたマイナンバーカード

※ 詳しくは、山口県総合交通センター(083-973-2900)又は最寄りの警察署・幹部交番にお問い合わせください。